



Moriyama Shokokai

商もりやま

事業を街を人を創る、
商工会

守山商工会の輪!

ますます
会員皆様の輪が
広がっています!

商工会窓口での
ご相談に関するお願い

商工会にお越しの際は
円滑で迅速なサービスの
提供のためにもお電話に
より予約ください!

目次

- インボイス発行・登録どうする?2
- インボイスフローチャート3
インボイス講習会情報
- 中小企業事業展開支援補助金4
無料個別相談会
- 守山警察署 STOP! ATMでの携帯電話
愛知労働局 最低賃金改正5
雇用保険料率のご案内
- ポリテクセンター／中小企業共済6
小規模企業共済／経営セーフティ共済

2022 October
No.182

[発行／編集] 守山商工会

〒463-0067 名古屋市守山区守山二丁目8番54号

TEL 052(791)2500

FAX 052(791)0157

URL <http://www.moriyama-cci.org/>

E-mail morisci@gctv.ne.jp

発行数 3,000部 印刷 富士凸版印刷(株)

商工会HPでは最新情報を随時発信しております。
新着情報をご確認ください。

〈商工会HP〉



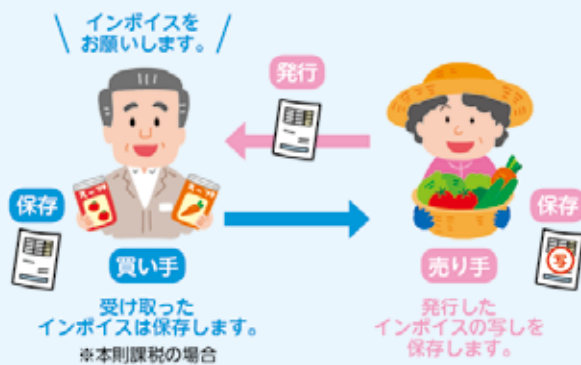
\\ 一目でわかる! \\ インボイス 発行・登録 どうする?

ほとんど
全ての事業者に
影響が
あります!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。登録申請はもう始まっています。

インボイスって何?

インボイスは、取引のときに、売り手が発行する登録番号が入った請求書などの書類（適格請求書）です。買い手はインボイスを保存していないと、消費税の仕入税額控除を受けられません[※]。



どんな請求書なの?

現在の「区分記載請求書」に、インボイス登録番号、適用税率、適用税率ごとの消費税額の3つを追加記載したものになります。

■ インボイス（適格請求書）

請求書		
WJ050901010101	(株) ▲▲ (T1234-...)	インボイス登録番号
(株) ○○○○ 様中		
●年●月分		
●月▲日 ▲▲▲▲	3,300円	
●月■日 □□□□	21,600円*	適用税率
●月▼日 ▼▼▼▼	13,200円	
		適用税率ごとの消費税額
	合計 116,560円	
10%対象 55,000円	内税 5,000円	
8%対象 61,560円	内税 4,560円	
*は電算税率対象		

導入までのスケジュール

インボイス発行事業者になるには税務署への登録が必要です。制度開始時から導入するには、令和5年3月31日までに登録をすませる必要があります。（困難な場合、令和5年9月30日まで登録が猶予されます）



免税事業者からの仕入控除

インボイス導入後は、原則として免税事業者との取引では仕入税額控除はできません。

ただし、当初6年間は、一定割合を仕入控除できます。区分記載請求書等の保存と、経過措置の適用を受けることを記載した帳簿の保存が必要です。

当初3年間
令和5年10月1日～令和8年9月30日

80%
控除可能

次の3年間
令和8年10月1日～令和11年9月30日

50%
控除可能

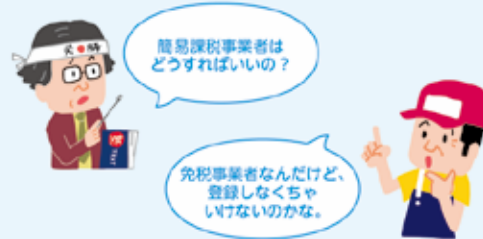
令和11年10月1日以降

できません

登録するかどうかは選べる？

免税事業者については、事業者ごとに「登録するかどうかを判断する」こととなりますが、下のチャートのような選択肢が考えられます。自分に当てはめて、フローチャートでチェックしてみましょう。

登録しない場合には、自社の取引にどのような影響があるか、あらかじめ考えておく必要があります。



フローチャートでチェック！

YES →
NO →

現在、消費税の課税業者
消費税を申告納税している
(本則課税・簡易課税)



登録申請
必要

取引相手は
事業者が中心

取引相手は
一般消費者のみ
(領収書が必要としない)

登録するか選択する

現在、免税事業者が、登録するかどうかの判断基準は次の3点です。
● 取引先との関係 ● 売上高の減少の可能性 ● 消費税の納税額

登録申請
不要

登録する場合、
2つの選択肢があります

売上が1,000万円以下であっても、
インボイス発行事業者になると消費税の納入義務が生じます。

登録しない場合、
免税事業者のままいることも可能

本則課税

売上高に対する消費税額から
仕入にかかる消費税額を差し引
いて納税する消費税額を算出し
ます。

簡易課税

売上高に業種に応じたみなし
仕入率をかけて、納税する消費
税額を算出します。仕入時に支
払った消費税額は影響しません。



出典：全国商工会連合会

インボイス講習会情報(詳細は別添チラシをご覧ください。)

10月27日(木)

14時00分～15時30分

守山商工会館 3階研修室

講師：税務署職員

11月7日(月)

14時00分～16時00分

サイエンス交流プラザ

講師：中小企業診断士

12月21日(水)

14時00分～15時30分

守山商工会館 3階研修室

講師：税務署職員



締め切り迫る

中小企業事業展開支援補助金

名古屋市は新たな事業分野への進出や事業の拡大を行う中小企業者が市内の事業所等に設備・機器等を導入する際に要した経費の一部を補助します。

申請期間 ▶ 令和4年9月1日(木)～令和4年10月14日(金)

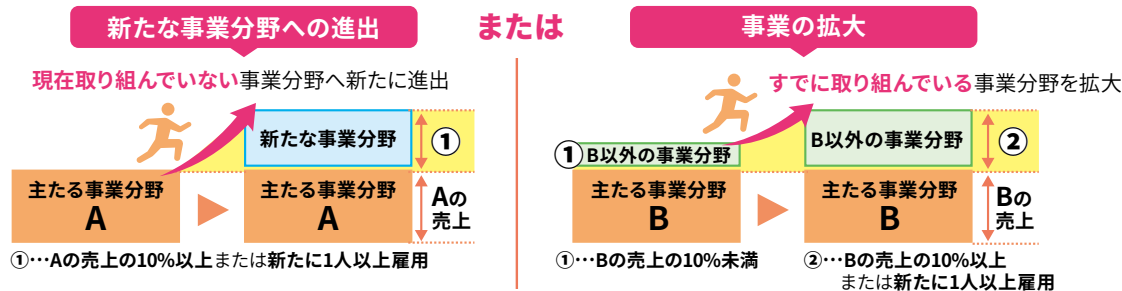
補助率 ▶ 購入・施工等費用(税抜)の3/4(75%) (消印有効)

補助上限額 ▶ 1事業者あたり上限30万円(下限10万円)

交付の対象となる事業者(以下要件をすべて満たす方。)

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者であること
- (2) 法人にあっては、本店として登記されている所在地が名古屋市内であり、かつ名古屋市内に事業所があること
- (3) 個人事業主にあっては、住民票に記載されている現住所が名古屋市内であり、かつ名古屋市内に事業所があること
- (4) 2期以上確定申告を行っていること 等

補助対象事業のイメージ



補助対象経費(以下要件をすべて満たす方。)

- (1) 補助対象事業に要する経費であること
- (2) 令和4年8月15日(月)以降に契約及び購入・施工等を行う設備・機器等
- (3) 名古屋市内にある事業所等に設置する設備・機器等
- (4) 令和4年11月30日(水)までに納入・工事等及び支払が完了する設備・機器等

詳細はウェブサイトをご覧ください。

<https://jigyotenkai-nagoya.jp>

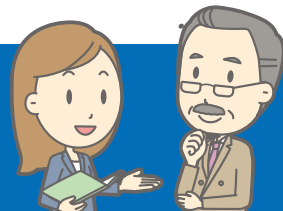


コールセンター **052-228-7007**
(平日の午前9時から午後5時まで)



わからないことはすぐに解決しましょう!

無料個別相談会随時受付中



金融

運転資金、設備資金、開業資金など
資金繰りの相談にご利用下さい。

日本政策金融公庫 毎週火曜日 13時～15時
日本政策金融公庫 名古屋中支店担当者

名古屋市小規模事業金融公社
毎週第2木曜日 13時～15時
名古屋市小規模事業金融公社担当者

法律

取引先とのトラブル、権利関係など

毎月第3金曜日 13時～16時
愛知県弁護士会

労務

労使関係のトラブル、各種助成金の申請など

随時受付
社会保険労務士 松下 操

税務

相続・贈与・譲渡・法人税に関することなど

月2回不定期 10時～16時
税理士 岸本 貴子

懇切
丁寧

秘密
厳守

守山商工会では、定例にて各種専門分野の個別相談会を開催しておりますので、お気軽にご利用下さい。(要予約) ※相談員の都合により日程が変更になる場合がございますので、必ず予約してからご相談にお越し下さい。

STOP! ATMでの携帯電話

役所職員等をかたる犯人から、「医療費の還付金(払戻金)がある」等といった電話があり、ATMに誘導され、お金を送金させられてしまう還付金詐欺の被害が多発しています。

ATMでは還付金(払戻金)を受け取ることはできません。

詐欺被害を防ぐためには、携帯電話で通話しながらATMを操作する高齢者を見たら、「還付金(払戻金)の話は詐欺ですよ!」などと声を掛けてください。



被害にあわないために

- 常時留守番電話設定 ○ 電話を切った後家族などへ相談
- 不審電話等は警察署へ通報を

問い合わせ先 守山警察署 052-798-0110



「愛知県最低賃金」は、10月1日から時間額**986円**に改正されます。

愛知県内の事業場で働く常用、臨時、パートなどすべての労働者に適用されます。

日給制、月給制の労働者の場合は、時間当たりの金額に換算して愛知県最低賃金(時間額)986円と比較します。また、実際に支払われている賃金から次のものを除外した賃金額が最低賃金以上でなければなりません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- ③ 時間外労働・休日労働に対する賃金
- ④ 深夜労働に対する割増料金
- ⑤ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

なお、この他、特定の産業の事業場で働く労働者については、愛知県最低賃金よりも金額の高い特定(産業別)最低賃金が適用される場合がありますのでご注意ください。

詳しくは、愛知労働局ホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>)、愛知労働局労働基準部賃金課(電話 052-972-0257)、または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

令和4年度雇用保険料率のご案内

- ・ 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
- ・ 年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

<令和4年度の雇用保険料率> (赤字は変更部分)

○令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業		5 / 1,000	8.5 / 1,000	5 / 1,000	3.5 / 1,000	13.5 / 1,000
(4年度 前期)		3 / 1,000	6.5 / 1,000	3 / 1,000	3.5 / 1,000	9.5 / 1,000
農林水産・清酒製造の事業		6 / 1,000	9.5 / 1,000	6 / 1,000	3.5 / 1,000	15.5 / 1,000
(4年度 前期)		4 / 1,000	7.5 / 1,000	4 / 1,000	3.5 / 1,000	11.5 / 1,000
建設の事業		6 / 1,000	10.5 / 1,000	6 / 1,000	4.5 / 1,000	16.5 / 1,000
(4年度 前期)		4 / 1,000	8.5 / 1,000	4 / 1,000	4.5 / 1,000	12.5 / 1,000

(枠内の下段は令和4年度前期の雇用保険料率)

同封の折込チラシを是非ご覧ください

企業の未来を切り拓く人材育成を応援します！

- 在職者の方を対象に、機械、電気・電子、居住などのものづくり分野に関するセミナーを実施しています。
- 生産性向上を図るセミナーおよびIT業務改善を図るセミナーの相談を承っております。



ハロレくと



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
愛知支部 中部職業能力開発促進センター
ポリテクセンター中部

〒485-0825 愛知県小牧市下末 1636-2
TEL 0568-79-0555 FAX 0568-47-0678
<https://www3.jeed.go.jp/aichi/poly/zaishoku/>

がんばる企業のベストパートナー!



もしものケガや
病気をしっかり
サポート!

キョウサイ天使's
テンジース



中小企業共済
愛知県中小企業共済協同組合

「中小企業共済」は営利を目的としない愛知県知事が認可する事業協同組合です。
フリーコール 0120-00-9967 (受付時間) 平日9:00~17:00

資料請求はこちら▼
<https://www.ack-kyosai.or.jp>



愛知県中小企業共済協同組合

本部 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)16階

安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

制度の特徴



1 経営者のための
退職金制度

個人事業主(共同経営者を含む)や小規模企業の会社経営者及び役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は
全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

Be a Great Small.
中小機構

お電話によるお問い合わせ(共済相談室)
050-5541-7171
(平日)午前9時~午後5時

独立行政法人
中小企業基盤整備機構 中部本部
〒460-0003 名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階
TEL: 052-202-0435 小規模共済 検索



中小企業
倒産防止共済制度

経営セーフティ共済

中小企業倒産防止
共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で
最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

2 貸付条件は
無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金(法人)
または必要経費(個人事業)に

掛金月額、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

Be a Great Small.
中小機構

お電話によるお問い合わせ(共済相談室)
050-5541-7171
(平日)午前9時~午後5時

独立行政法人
中小企業基盤整備機構 中部本部
〒460-0003 名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階
TEL: 052-202-0435 経営セーフティ共済 検索

